

「高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業 市場再整備及び余剰地活用の検討推進に係る事業協力者」の
募集要項に関する質問に対する回答

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	募集要項	1		<ul style="list-style-type: none"> ・青果棟及び水産物棟以外の施設について耐震診断実施の可否はどうか。 ・実施予定若しくは実施結果を開示いただきたい。 	青果棟及び水産物棟以外の施設について、耐震診断は実施していません。
2		4	表1-3	用途地域及びその他の地域地区等について、今後変更の可能性はあるか。	事業協力者等と協議を進めながら、必要に応じて検討します。
3		8	4 事業協力者に期待する役割	列挙する役割全てを担うことができなくても、事業協力者として参加証明書を提出し、事業に参加することは可能か。	事業協力者募集要領『第3章:5参加資格』を満たしていれば、本募集に参加可能です。
4	様式1号		参加表明書	「様式第1号：参加表明書」は、事業を遂行できる体制（設計+施工+運営等）で応募しなければならないか。	No.3の質問の回答を参照してください。
5	別添資料4	5	具体的な機能(案)	募集機能の一つだけの提案でも、事業協力者として応募可能か。（例：ホテルだけ、ショップだけ、倉庫だけ等）	No.3の質問の回答を参照してください。
6	募集要項	11	表2-1	賑わい創出として期待する施設・機能の例として「既存うみまち商店街の店舗」とあるが、 <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設利用ではなく、解体する提案でも可能か。 ・飲食店を誘致する際の店舗誘致・構成は運営企業判断で良いか。 	お見込みのとおりです。
7		12	1 (4) 費用負担	「原則として事業協力者の負担とする」とあるが、一般的にいくらぐらいの費用負担が発生する想定か。	想定はしておりません。
8		13	図3-1	既存青果棟の東及び北側エリア（摺鉢谷川以東）について、一体開発を行った方が収益性や話題性が見込まれる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策として地権者及び借地権者との協議は実施していただけるか。 ・一体開発の事業提案は可能か。 	事業協力者等と協議を進めながら、必要に応じて検討します。また、本募集において、提案を阻害するものはありません。

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
9		14	表3-1	「収益施設は事業用定期借地権設定」とあるが、 ・定借期間想定は何年か。 ・普通借地契約はできないか。 ・土地を売却しての事業は検討可能か。	事業協力者等との対話を通じて検討、確定させていただきます。
10		14	表3-1	収益施設の資金調達は民間事業者を想定しているが、公共施設との合築による事業費の負担は可能か。	事業協力者等との対話を通じて検討、確定させていただきます。
11		16	5 参加資格⑧ 6 事業協力者の構成④	・技術協力・ノウハウ提供等、構成企業としてではなく協力企業として当社に協力いただく場合、構成員追加届出書を提出せずに協力いただくことは可能か。 ・構成員追加届出書をせずに、事業協力者との対話に参加することは可能か。	募集要項『第3章:6事業協力者の構成④』のとおりです。
12		17	実績要件	事業協力者募集要件にあげられている「7 (2) 実績要件」について、【ア 市場施設における実績要件】【イ 収益施設における実績要件】ともに満たす必要があるか。	お見込みのとおりです。
13	募集要領	8	事業全体スケジュール	実施済みサウンディング調査の結果などは公表されていますか	公表しています。市場管理課施設整備室ホームページをご確認下さい。
14	募集要領	11	賑わい創出に係る機能	具体的な施設・機能案として記載がありますが、特に必要である（これは実現したい）という項目がありましたらご教示ください	募集要項『表2-1賑わい創出に期待する施設・機能』に記載の内容に加え、水産市場と相乗効果があり、物販や飲食などの商業・観光機能を中心として“高松市場”ファン増加につながるこの場所にしかない賑わい拠点の創出に資する提案を期待します。
15	募集要領	14	想定事業スキームにおける各項目の役割分担	土地利用・建物利用の収益施設として民間事業者とありますが、家賃等具体的な費用イメージが分かる資料があればご教示ください	事業協力者等との対話を通じて検討、確定させていただきます。
16	募集要領	15	参加資格	弊社は高松市へ事業所が無い企業になりますが、参加することは可能でしょうか	No.3の質問の回答を参照してください。

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
17	事業協力者募集要領	P12 ～ P17	第3章 事業協力者の募集について	本事業協力者に選定された事業者（協力者選定後に追加された構成員含む）は、事業公簿段階にも参加することは可能でしょうか。	事業公募には、参加可能です。
18	募集要項	12	1（4）費用負担	事業協力にかかる費用は原則として事業協力者の負担とありますが、地盤調査・地質調査・外注による市場調査などの負担を求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	募集要項	14	3 想定している事業スキーム	本事業で想定される補助金およびその申請に伴う条件などはありますでしょうか。	事業協力者等との対話を通じて検討、確定させていただきます。
20	募集要項	14	4（1）協力を依頼する内容	構成員ではない協力企業（委託先等）が対話に参加することは可能でしょうか。	No.11の質問の回答を参照してください。
21	募集要項	16	6 ④構成員の追加	第1次選考後、第2次選考前までに構成員を追加することは可能でしょうか。	様式第1号:参加表明書に記載の代表者及び構成員が2次選考に参加可能です。
22	募集要項	16	6 ④構成員の追加	事業協力者に選定された後に追加された構成員の名称は公表されますでしょうか。	事業者にとって不利益になると判断される場合は、公表しません。
23	募集要項	16	7（1）配置人員について	PPP/PFI事業に精通した人員の配置は、施工のみ、設計のみを担当した技術者であっても該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	募集要項	17	7（2）実績要件	実績については、完了している業務・事業だけでなく、現在実施中の業務・事業についても実績として認めるとありますが、実施段階を問わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	募集要領	20	表4-2 提案書の記載事項	提案書の制限枚数について、記載事項①、③、④、⑥は「A4サイズで2枚、あるいはA3サイズで1枚以内とする」とありますが、A4サイズで提出する場合は、2枚または2枚以内（1枚の提出でも可）のどちらの枚数制限と考えればよろしいでしょうか。	A4サイズ2枚以内で提出して下さい。

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
26	募集要領	21	4 (1) ウ 提出部数	複数の事業者でグループを構成し提案を行う場合、応募者名を記載する提案書(1部)を除く14部の提案書では、グループの代表者及びグループ構成企業名を伏せればよく、参加表明時点でグループには参加していない企業名は伏せる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	全ての企業名を記載しないでください。
27	募集要領	21	4 (1) ウ 提出部数	応募者名を記載しない提案書(14部)には、例えば代表企業Aなどの略称と企業名を対比させた表を添付してもよろしいでしょうか。また、この場合は目次同様にページ数に含めないと考えてよろしいでしょうか。	対比させた表は必要ありません。応募者名を記載しない提案書を用いて提案できる様、作成してください。
28	募集要項	23	3 第2次選考	第2次選考の出席者は1者当たり5名以内とありますが、貴市の事前承諾があれば5名以上の出席も可能との理解でよろしいでしょうか。	事業協力者募集要領に記載のとおり、5名以内です。
29	募集要領	23	3 第2次選考	第1次選考において30点以上、第2次選考において60点以上を「有効」とするとのことですが、「有効」の意味についてご教示ください。(本事業協力者の選定においては、事業者公募におけるインセンティブ等の発生がないことは理解しております)	第1次選考において30点未満、第2次選考において60点未満の場合、規定事業者数に満たない場合でも、事業協力者として選定いたしません。
30	募集要項	23	4 事業協力者選定の結果通知について	選定に至らなかった応募者の代表者および構成員の名称は公表されますでしょうか。	公表しません。
31	事業協力者との事業推進に係る協定書(案)		第7条(本協定の解除)第2項	何らかの事情で事業協力者としての参画を継続することが困難となった場合は、第7条第2項の解除要件のうち「その他やむを得ない事情」に該当し、貴市との協議、合意のうえで本協定の解除が可能との理解でよろしいでしょうか。	例えば、倒産等、物理的に事業の継続が困難な場合を想定しており、会社都合等の解除は想定していません。
32	様式第4号		内容確認書類	業務実績確認書類について、契約書の写しを提出する場合、内容を確認できる箇所の抜粋や契約金額等をマスキングした契約書の写しの提出でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	募集要領	15	参加資格	参加資格②(貴市の指名停止期間中の者でないこと)は参加表明時点での判断であり、事業協力者としての活動期間については免責される、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
34	募集要領	16	事業協力者の構成	構成員の追加に関する協議にあたり、貴市から追加を否認されることがありえるのであれば、どのような理由が考えられるのか、例示を頂けるとありがたく存じます。	事業協力者募集要領『第3章:6事業協力者の構成』を満たしていない場合等が考えられますが、適宜判断します。
35	協定書（案）		第2条4項	「本協定の締結後速やかに、自己の保有する本事業に関する情報を相手方に提示する」とありますが、「事業協力者が保有する本事業に関する情報」というのが、どこからどこまでを指すのか不明確です。「締結後速やかに」ということより、「対話の機会において随時」のようなニュアンスではないかと思うのですが、いかがでしょうか？	選定された事業者と協議の上、決定します。
36	協定書（案）		第6条3項	「必要に応じて提案事項について記載する」場合において、事前に事業協力者に対して、その記載の仕方については協議する機会を頂ける理解で差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	協定書（案）		第9条	情報開示が可能な第三者に「資金調達方法を検討するための金融機関等、事業スキーム策定における情報交換先」を加えて頂けますようお願い申し上げます。	選定された事業者と協議の上、決定します。
38	参加表明書/誓約書		押印	代表者の押印は、高松市の事務所の支配人印で差し支えないでしょうか？	協定書を締結される場合の代表者の押印をお願いします。
39	業務実績書		契約金額	受託実績に自主事業を記載する際に契約金額を事業費と代えて記載してよろしいでしょうか？また公表していない内容によっては空欄で提出してもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
40	募集要項	8	事業全体スケジュール	事業者公募開始以降の予定は想定されているでしょうか？（本公募→事業者決定事業契約→水産棟建設→余剰地活用供用開始まで）	事業協力者等との対話を通じて検討、確定させていきます。
41	募集要項	16	事業協力者の構成	対話の内容に応じて構成員を追加する場合、連絡・協議の期間はどの程度必要でしょうか？また、構成員追加届出書等を提出してから構成員としての参加までの程度期間が必要となるでしょうか？	連絡・協議の期間、構成員追加届出書等の事務処理期間ともに、1週間程度を想定しています。